

権利性が明確な「生活保障法」の制定を!

～日弁連「生活保護法改正要綱案(改訂版)」を題材に～

生活保護をめぐるのは、この間、生活保護基準の引下げや不正受給対策を強化する法改正等が相次いでいますが、日弁連は、2006年11月から、生存権保障を強化する観点から「生活保護法改正要綱案」を作成・公表してきました。

今般、その改訂版の作成を契機に、改めて、あるべき法制度について、皆さまとともに考えたいと思います。ぜひご参加ください!

◆日弁連・生活保護法改正要綱案(改訂版)の5本柱◆

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1 名称変更など権利性の明確化 | 2 水際作戦を不可能にする制度的保障 |
| 3 保護基準の決定に対する民主的コントロール | 4 一歩手前の生活困窮層に対する積極的支援の実現 |
| 5 ケースワーカーの増員と専門性の確保 | |

日時 2019年5月15日(水)

午後5時30分～午後7時(午後5時10分開場予定)

場所 衆議院第2議員会館第1会議室(定員100名)

【最寄駅】地下鉄丸ノ内線・千代田線「国会議事堂前」駅
／地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」駅

◆プログラム(予定)◆ 参加費不要
リレー報告と意見交換・質疑

①「生活保護法改正要綱案(改訂版)の内容」

日弁連貧困問題対策本部委員

②「“死角地帯”(漏給層)解消を目指す韓国の取組」

五石敬路氏(大阪市立大学准教授)

③「ケースワーカーの人員と専門性の確保」

桜井啓太氏(立命館大学准教授・元堺市ケースワーカー)



←生活保護の利用を呼び掛ける韓国・ソウル市の地下鉄広告「国民基礎生活保障、死角地帯を探します!」

=====参加申込書(切り取らずにこのままFAXにて御返信ください)=====

<<事前申込が必要です>>

本院内集会につきましては、会場が国会議員会館内となるため、必ず事前申込を行ってください。また、定員(100名)になり次第、受付を締め切ります。お早めにお申込ください。

送付先: 03-3580-2896 (日弁連事務局人権部人権第一課 行)

氏名: _____ 御所属: _____

連絡先:(電話) _____ (FAX) _____

※御提供いただいた個人情報、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本院内集会の参加者の把握及び事務連絡の目的以外には使用いたしません。

※当連合会では、本院内集会の内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。また、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。

お問い合わせ: 日本弁護士連合会人権部人権第一課 TEL 03-3580-9857